平成２３年（フ）第２１号
栃木県鹿沼市村井町690番地１、前住所栃木県鹿沼市板荷251番地24
債務者　中村　節子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市今泉３丁目11番12号
債務者　鈴木登美子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３号
栃木県宇都宮市鶴田町3154番地２
債務者　樋口　公子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４号
相模原市緑区上九沢４番地　市営上九沢団地Ｇ―806
債務者　花弥千鶴子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２２号
東京都多摩市諏訪１―66―１―1011、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区橋本４丁目11番10―501号
債務者　長谷川紀代子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８１２号
相模原市南区磯部330番地３
債務者　齋藤　正美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６号
相模原市中央区横山３丁目19番３号　グッドリバー横山206号室
債務者　矢部　理沙
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８号
相模原市中央区相模原２丁目３番５号　グレースマンション601
債務者　髙久　絹代
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１１号
神奈川県座間市緑ケ丘６丁目22番７号
債務者　椿　　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９４号
東京都町田市南成瀬７丁目11番地10メゾン・ド・ラフィネⅡ102
債務者　山田　由香
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅７―306
債務者　小池　武夫
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８７号
岡山市中区国府市場785番地
債務者　北山　幸二
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８８号
岡山市中区国府市場785番地
債務者　北山　順子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８９号
岡山市中区国府市場785番地
債務者　北山佐智子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５１号
栃木県宇都宮市徳次郎町444番地　山王市営住宅10号棟401号室
債務者　影澤　民雄
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係